

令和5年度

「地域防犯灯維持管理費補助金」 申請の手引

（自治会町内会・地区連合町内会用）

※この補助事業は、令和5年度予算案が横浜市会において議決されることを条件として実施します。

令和5年3月

鶴見区役所 地域振興課

TEL：510-1688 FAX：510-1892

市民局 地域防犯支援課

TEL：671-3709 FAX：664-0734



地域のコミュニケーションを大切に。

申請手続き

1 趣旨

自治会町内会等が行う地域防犯灯維持管理費についての補助金を交付することにより、街を明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、歩行者の通行の安全を図ることを目的とします。

2 補助対象

- (1) 補助対象となる地域防犯灯は、令和5年4月1日現在設置されており、夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、公衆の用に供する道路を照明するために設置されたLEDの照明灯で、設置に係る基準等が横浜市防犯灯設置基準 第3条第1号から第4号までの規定を満たすもののうち、次に示すどちらかとします。

ア 自治会町内会等が所有し、かつ、維持管理しているもの

イ 自治会町内会等の所有となっていない照明灯で ア の地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたもの

※ イの補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

横浜市防犯灯設置基準（抜粋）

（設置等の基準）

第3条 防犯灯の設置等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- (2) 灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- (3) 防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (4) 灯具の設置の高さは、原則として地上から4.5メートル以上とする。

● よくあるお問い合わせ ●

Q. 領収書の灯数と把握している防犯灯の数が、合わないのですが？

A. 現在、把握している防犯灯の設置されている住所、電柱番号等を御確認の上、東京電力エナジーパートナー(株)にお問合せいただき、適正な契約に訂正後、補助金の御申請をお願いいたします。

Q. 要綱の改正（平成 29 年 4 月 1 日）により、これまでに補助を受けてきた蛍光灯防犯灯や水銀灯は補助金交付の対象外となりますか？

A. 要綱改正前から補助金を受けているものについては、照明の種類にかかわらず、これまで通り交付可能です。

（２）次の照明灯は、補助対象となりません。

ア 横浜市が設置した防犯灯

イ 集合住宅（アパートやマンション等）の敷地内等で、専ら居住者が使用する通路を照らしている照明

ウ 公園灯

エ 足元灯

オ 駐車場、駐輪場等の照明

カ ネオンサイン等の装飾を目的とした照明

キ 商店街灯

※一定の要件を満たす場合は、商店会が所有する商店街灯の電気料金への補助を行っています。詳細は、経済局商業振興課「安全・安心な商店街づくり事業」担当へご相談ください。

横浜市経済局商業振興課

電話：６７１－３４８８

３ 補助金額

補助金額は、照明の明るさ（１０Ｗ・２０Ｗ・４０Ｗ・１００Ｗなど）に関わらず、１灯あたり 定額の年 ２,２００円 となります。（※予算の範囲内とします。）

4 申請書類

手続きの流れや必要書類については、例年通りのまま、変更はありません。

自治会町内会によっては、維持管理する地域防犯灯が大幅に減ったことにより、「まとめ契約」から「単独契約」に移行していることがあるため、手続きに使用する書類が変更となる場合があります。

なお、自治会町内会等で管理している防犯灯の灯数と、東京電力エナジーパートナー株式会社から電気料金が請求されてきている防犯灯の灯数に食い違いがあった場合は、東京電力エナジーパートナー株式会社へお問い合わせください。

【地域防犯灯がない場合】 →申請手続はありません。

ESCO 事業での交換工事等により、すべての防犯灯が横浜市の管理となり、自治会町内会等で管理する地域防犯灯がなくなった場合は、防犯灯維持管理費補助金の申請手続はありません。

【地域防犯灯がある場合】

契約方法により、次の書類が必要となります。

◆【すべての契約で必要となる共通の書類】

- ・「地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書」（p.6.参照）

この申請書に、別添の必要書類（電力供給事業者との契約の仕方によって異なります）を添付して提出してください。

① 【公衆街路灯契約の場合】

一般的な防犯灯の契約は「公衆街路灯」の契約になります。東京電力エナジーパートナー株式会社との契約（支払）方法及び所有する防犯灯の契約内容によって、必要な書類が異なりますので、次のページの表でご確認ください。

		4月以降の防犯灯の契約内容	
		まとめ契約の場合 (地域防犯灯を複数所有している場合)	単独契約の場合 地域防犯灯が1灯のみ、または 接続した鋼管ポールが一列のみ 1本の電柱に複数の灯具がある場合 ※原則、集約分内訳表が発行されません
契約(支払い)方法	一括前払い契約	・「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー ※電気料金集約分内訳表は1年に1度しか発行してもらえないのでお気を付けください。	・「電気料金等領収証」(直近)のコピー、又は「お客さまへのお知らせ」のコピー ・鋼管ポールが接続している場合や、電柱に複数の灯具が設置されている場合など、補助対象が複数灯ある場合には、位置図や写真等を添付してください。 ・補助対象が1灯しかない場合は、そのまま「1灯」で申請となります。
	月払い	・「電気料金等領収証」(4月分)のコピー ・「電気料金集約分内訳表」(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー	・申請する地域防犯灯の「電気料金等領収証」(4月分)のコピー

「電気料金等領収証」「お客さまへのお知らせ」「電気料金集約分内訳表」の見本はp.7～9です。

＜上に当てはまらない場合＞

- ・地域防犯灯の領収証が複数ある場合は、必要書類のコピー全てを添付してください。

② 【従量電灯契約の場合】

主に、集合住宅等の外周部分を照明している照明灯(アパートやマンションなどの照明)が従量電灯契約になっています。p.1の概要に合致している場合は補助の対象となります。

＜申請時に添付していただく書類＞

- ・電気料金等領収証(4月分)のコピー
- ・電気料金集約分内訳表(4月分)の合計数の記載がある最終頁のコピー(あれば)
- ・地域防犯灯位置図

※従量電灯契約では防犯灯の灯数が契約上現れてこないこと、補助対象となるものとならないものの契約が混在しているため、位置図で補助対象となる地域防犯灯数を特定する必要があります。

- ・自治会町内会等の所有となっていない照明灯で地域防犯灯に準ずるものとして自治会町内会等が認めたものについては、集合住宅の管理組合等と自治会町内会等の間で取り交わした書類(覚書・総会資料など)

＜従量電灯契約の場合で、新たに補助申請をする場合＞

- p.1 の概要をご確認の上、区役所の担当者へご相談ください。
- 補助対象の確認は、申請に基づいて区役所の担当者が現地調査等により行います。

5 提出期限・提出先

(1) 提出期限：令和5年8月31日（木）

手続きが遅れると補助金が交付できない可能性がありますのでご了承ください。

(2) 提出先：鶴見区役所 地域振興課 TEL:510-1688 FAX:510-1892

参 考

1 補助金交付申請書の記入について（地域防犯灯維持管理費補助金部分）

第1号様式（地域活動推進費補助金交付要綱第5条）

第1号様式（地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱第5条第1項）

年度地域活動推進費補助金交付申請書・ 地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（申請先）

区 長

（申請者） 所在地
団体名
代表者名

年度地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費の補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 地域活動推進費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》別添収支予算書のとおり

☐ 申請にあたっての確認事項

年4月1日現在の加入世帯数は _____ 世帯です。

2 地域防犯灯維持管理費補助金

申請金額 _____ 円

《積算内訳》

（地域防犯灯数）（補助単価） （申請金額）

灯 × @ 2,200 円 = _____ 円

3 添付書類

（1）地域活動推進費補助金関係

- ①事業計画書
- ②収支予算書
- ③団体の規約
- ④その他区長が必要とする書類

（2）地域防犯灯維持管理費補助金関係

- ①自治会町内会等の支払名義の地域防犯灯電気料金等領収証の写し、又は支払証明書の写し
 - ②自治会町内会等の支払名義の電気料金集約分内訳表の写し
 - ③その他区長が必要とする書類
- ※①と②は電気事業者が発行したものです。

防犯灯の「灯数」と「申請金額」を記入してください。

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）並びに地域活動推進費補助金交付要綱及び地域防犯灯維持管理費補助金交付要綱を契約の内容とすることに合意し、補助事業等の実施にあたってはこれを遵守します。

2 「電気料金等領収証」、「お客さまへのお知らせ」について

(1) 領収証を紛失等した場合は、再発行の手続きをしてください。(有料)

手続きをすると「支払証明書」が発行されますので、申請書に添付してください。

再発行にかかる手数料は、東京電力エナジーパートナー(株)へお問い合わせください。

(2) 一括前払契約をしている場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しの添付でも構いません。

(3) 一括前払契約をされていて、「前回の前払金過払額」欄の金額が、今回請求される前払金の金額を超える場合、領収証が発行されません。その場合は、「お客さまへのお知らせ」の写しを添付してください。

(4) 東京電力エナジーパートナー株式会社が、電気料金使用量等を確認できる Web サイトを開設したことに伴い、一部の防犯灯電気料金の領収書の発行が、郵送からWEB上での確認に切り替えられています。その場合は 領収書をWEBサイトからダウンロードしてください。なお、領収書は、1度しかダウンロードできないため、紛失等の場合は、何度もダウンロードできる「電気料金等領収実績票」(記載内容が領収書と同じ)をダウンロードしてください。

領収書のダウンロード方法(東京電力エナジーパートナーサイトにつながります)

<https://www.tepco.co.jp/ep/support/kenshin-web/receipt/index-j.html>(令和5年2月現在)

(電気料金等領収証) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります。

電気料金等領収証
毎度ご利用いただきありがとうございます

〇〇〇〇〇〇自治会様

年	月	分	金 額
29	5	月	12,345 円
うち消費税等相当額			(587円)

左記金額を口座振替により、領収させていただきます。

号
号
町内会 様
〇〇〇〇〇〇〇〇

地区番号 02 お客様番号 22032-20323-0-0

ご契約名義欄
〇〇〇〇〇町内会様
ご使用 横浜市 〇〇区
場所 〇〇町 〇丁目
〇番(地) 号
棟 号

戸数	力率	通電制御型	割引率	割引対象機器容量
				kVA kVA
				5時間通電 通電制御型
ご契約	*****	*****	*****	*****
定額負荷設備	10W	20W	40W	60W 100W その他 標準

(お知らせ)
〇本状に添付してお客さまへお知らせする点がございます。左記の「お客さま番号」をお申し添えのうえ、表記のお客さま番号をお知らせ先までご連絡ください。

単独契約の場合は、この欄で灯数が確認できる場合があります。

「お客さま番号」です。

ご契約種別 ***** 使用期間 月 日 ~ 月 日
ご契約 使用量 うち夜間使用量 振替月日
***** ***** h kwh 月 日

金 融 機関名 〇〇〇〇〇〇
店 舗 名 〇〇〇〇〇
口 座 振 替 〇〇〇〇〇〇

契約者の名義欄です。
(自治会町内会やその代表者)

ご請求金額に際しては、送料金相当額の目安については、当社ホームページをご覧ください。(作成場所 平代田区内)

(お客さまへのお知らせ) ※東京電力の都合により様式が変更になる場合があります

(作成日:)

お客さまへのお知らせ

毎度お引き立ていただきありがとうございます。
さて、お客さまの一括前払契約における前払金のご請求につきまして、
下記の通りお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

ご使用場所 横浜市 ○○区○○町○-○
ご契約名義 ○○○○○町内会 様

契約者の名義です。

1. 前払対象の期間 年 4 月分から 年 3 月分まで
2. ご請求する前払金(a+b-c) 1 2, 3 4 5 円

<前払金額の内訳>

1. の前払対象期間に相当する前払金 ※100円未満切り捨てです。(a)	1 2, 3 4 5 円
前回の前払金不足額計 (b)	円
前回の前払金過払額計 (c)	円

(b)の内訳は、次のとおりです。

年 月 分	不足分の電気料金	うち消費税等相当額
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
年 月 分	円	円
計	円	円

3. 前払金をご請求するお客さまのご指定口座

金 融 機 関 名	店 舗 コード	口 座 番 号
○○○銀行	○○○	○○○○○○○
口座ご名義	○○○○○自治会 様	

4. 前払金の口座振替日 年○月○○日
5. 前払金のお支払期限日 年○月○○日

※ 前払金がお客さまのご指定口座から4. の口座振替日に引き落
た場合は、一括前払契約を解約させていただきますので、あらかじ
さい。
(解約後の1年間は再加入できませんので、ご注意ください。)

お客さま番号です。

お客さま番号 701 (02) 22032-20323-0-00

※ 複数の需給契約を一括でお支払いいただいているお客さまは代表の番号です。

○ご不明な点がございましたら、右記の
お問い合わせ先までご連絡ください。

○このお知らせは、電気料金領収証では
ございません。

東京電力エナジーパートナー株式会社
事業所コード(○○○)
お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
○○○○-○○-○○○○ (代)

3 「電気料金集約分内訳表」について

(1) まとめ契約をしている契約者に、東京電力エナジーパートナー(株)から発行される書類です。
この内訳表から、申請灯数を確認します。

(2) 一括前払契約をしている場合は、「電気料金集約分内訳表」(4月分)の発行を東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターに依頼してください。(無料)

※年に1度しか発行してくれないとのことですので、請求する内訳表は必ず「4月分」にするようお気を付けください。

(3) 内訳表の種別欄が「1」の場合は、電気料金を使用電力量によって算出する「従量電灯」の区分です。従量電灯から補助申請する場合は、防犯灯の位置図を作成し、灯数がわかるよう、申請してください。

(4) 現地の防犯灯数と集約分内訳表の防犯灯数が一致しない場合は東京電力エナジーパートナー(株)と相談していただき、灯数を確定してから補助金を申請してください。

電気料金集約分内訳表										店番	1項			
ご契約名義	管理番号	地区番号	新お客さま番号(翌月より適用)	種別	10W	20W	40W	60W	100W	200W	300W	400W	500W	金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	06809 - 98765 - 5 - 00	0										
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22032 - 20323 - 0 - 00	0										
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	22359 - 98753 - 6 - 00	0										
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	94593 - 38329 - 5 - 00	0										
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		02	23849 - 43029 - 3 - 00	0										
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇														
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇														
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇														
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇														
231-0000 ヨコハマシ	〇〇ク													
〇〇〇〇〇	〇													
〇														
定額電灯の合計														
灯・機差数														
地区番号														
お客さま番号														
合計金額														12,345
振替予定月日														

各欄を合計します。
例: 1(10W)+5(40W)+2(60W)=8(灯数)

代表の「お客さま番号」は
電気料金等領収証と同じ番号になります。

4 契約区分について

20Wの蛍光灯防犯灯は、電気料金区分では「20Wをこえ40Wまで」の区分に該当します。そのため、電気料金集約分内訳表では、40W欄に灯数が記載されます。

区 分	集約分内訳表	備 考
10Wまで	10W	LED灯など
20Wまで	20W	LED灯など
20Wをこえ40Wまで	40W	蛍光灯など
40Wをこえ60Wまで	60W	水銀灯など
60Wをこえ100Wまで	100W	水銀灯など
100Wをこえ100Wごとに	200W	水銀灯など

5 東京電力エナジーパートナー(株)への問合せについて

自治会町内会長等の交代による名義変更の手続きや、東京電力エナジーパートナー(株)が発行している書類(電気料金等領収証・電気料金集約分内訳表)の再発行やお問い合わせ、契約方法の変更、現地の地域防犯灯数と電気料金集約分内訳表等の地域防犯灯数の相違などについては、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンターにお問い合わせください。

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第一)

横浜市内(泉区、戸塚区、栄区の全域、港南区の一部を除く)

電話番号: 0120-99-5772

※0120 番号をご利用にならない場合 045-394-2176 (有料)

◇東京電力エナジーパートナー(株) カスタマーセンター神奈川(第二)

泉区、戸塚区、栄区の全域、港南区の一部

電話番号: 0120-99-5776

※0120 番号をご利用にならない場合 046-408-5996 (有料)

6 Q&A

Q. まとめ契約とは?

A. まとめ契約とは、防犯灯一灯一灯についている「お客様番号」を一つの番号で管理する契約です。単独で一灯一灯支払う電気料金を、まとめて支払うことができます。

Q. 一括前払い契約とは?

A. 一括前払契約には、半年と一年の契約があり、それぞれの期間分の電気料金を先に一括して支払う契約となります。電気料金の値下げや値上がりがあった際には、期間終了後、精算されます。また、一括前払契約の一年契約では、毎月の電気料金が割引されます。

Q. 東京電力以外の会社と電気使用の契約をしているのですが、どうしたら良いですか?

A. 4月1日時点で自治会町内会等が管理している地域防犯灯の数分かる書類と、その地域防犯灯の電気料金を自治会町内会等が支払っていることを証明する書類が必要となります。上記2点を証明するための書類の発行が可能か電力供給事業者を確認してください。

Q. 自治会町内会が設置したLED 防犯灯を市に移管できますか？

A. 自治会町内会や宅地開発業者が、独自に電柱へLED防犯灯を新設する場合、事前に横浜市と協議することにより、防犯灯を横浜市へ寄附できる場合があります。

なお、横浜市LED防犯灯仕様および横浜市防犯灯設置基準を満たしているものが対象となります。寄附の手続につきましては、市民局地域防犯支援課までお問い合わせください。

7 防犯灯の維持管理について

(1) 横浜市が設置した防犯灯について

横浜市が設置したLED 防犯灯（ESCO 事業で設置した防犯灯を含む）については、電気料金の支払い及び故障時の修繕などの管理を横浜市が行い、日常の見守り（故障の発見や連絡、繁茂した草木の除去等）は、引き続き自治会町内会の皆様に行っていただきます。

＊防犯灯の故障等を発見された際は、お手数ですが下記連絡先までご連絡ください。

〇〇区地域振興課 電話045－ －

市民局地域防犯支援課 電話045－671－3709

＊お知らせいただきたいこと

①管理番号（黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号です。※次ページの図参照）

※管理番号は、必ずご確認ください。

②電柱番号（鋼管ポールの場合は、その旨、ご連絡ください）

③住所及び目標物

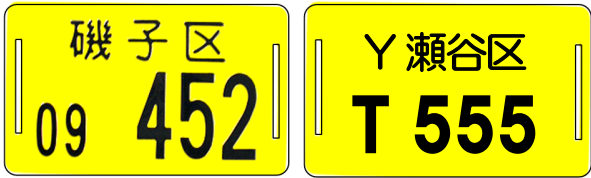
④不具合の内容（「点灯していない」「昼間も点灯している」「点滅している」

「鋼管ポールに車が衝突し傾いている」等）

⑤不具合発生の時期（気づいた日）、及び時間帯

※防犯灯は周囲の状況や他の照明との関係により、防犯灯によっては点灯する時間が遅くなる場合がありますが、故障ではありません。

※横浜市防犯灯の管理番号について

電柱共架タイプ	鋼管ポールタイプ
灯具の横に黄色のプレートが付いています。 	ポール本体に黄色のプレートまたは銀色のシールが付いています。 
	プレートタイプ  シールタイプ 

- (2) 自治会町内会等が所有及び維持管理する地域防犯灯について
電気料金の支払い及び故障時の対応は引き続き、自治会町内会等で行っていただきます。

- (3) 垂れていたり、切れている電線を見つけたら
鋼管ポールが倒れたり、大きく傾いたりなどして、電線の垂れ下がりや、切断しているのを見つけたときは、大変危険ですので絶対に近づかず、東京電力パワーグリッド(株)にご連絡ください。
横浜市の防犯灯の場合は、カスタマーセンターに管理番号もお伝えください。

東京電力パワーグリッド(株) カスタマーセンター 停電・電柱・電線など設備に関するお問い合わせ 電話番号：0120-995-007 ※0120 番号をご利用にならない場合は 電話番号：03-6375-9803 (有料)
--